

認知症施策・地域ケア推進課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
2 認知症患者医療機能強化補助金	認知症患者の更なる増加に対応するため、認知症専門医等の養成に係る次の事業に要する経費 1 認知症専門医の養成に係る経費 2 認知症専門スタッフの養成に係る経費	国立大学法人熊本大学	別に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別に掲げる補助率を乗じた額	事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		無
3 認知症サポーターアクティブチーム活動支援事業補助金	認知症アクティブサポーターが中心となった認知症の方やその家族の見守り体制づくり（日常的な見守り体制づくり、居場所づくり等）を行う団体の活動の立上げに要する経費	認知症アクティブサポーターが中心となった見守り体制づくりに取り組む団体	1 団体当たり200千円以内	交付決定後の事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）を場合		無
4 介護保険低所得者対策事業費補助金	平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」に基づき市町村が実施又は補助する次の事業に要する経費 1 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 2 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業 3 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業	市町村	3 / 4 以内	事業に要する経費の区分間における費用の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）		有